

C1111111

すると、いずれにしても情勢の変化によりまして、その規整の下に料飲店の再開は許可する方針であるということをお申されましたので、我々政府部内でも相談をいたしまして、一つ民自党の方で御立案をお願いしたい。今までの三月までのいろいろ経過につきまして、私は、私から民自党政務調査会の方に御説明いたしました、その後は民自党の責任で御立案をお願いしたい、こういうことにいたしておたのであります。その後の交渉の経過につきまして、私の担当いたしました限りにおきまして、事情を御説明したいと思ひます。

この法案におきまして、主務大臣の定めるところにより、とか、或いは「営業の取締上必要な条件を附すること」が、或いは「食糧の合理的消費に妨げがあるときは、第一項許可の可をしない」とか、或いは「第一項に『命令の定めるところにより』」という委任事項がございまして、法律で見ますと、これをもう少し立派に明らかにした方がよいという御議論は誠に申される通りでございます。ただ問題は料飲店というものが余りにいろいろ複雑な状態でございますので、関係方面におきまして、今後これを運用する場合において一体どうしていいかということにつきましては一應主要食糧、間取引の取締りという点からも、或いは具体的な面からも相当慎重にこれはやりたい、ここで例えば取締りの条件というものをのこすきまして、我々の折衝いたしましたところにおきましては、成るだけ業体は一つにして貰いたい。外食券食堂、麵類外食券の食堂、軽飲食店、旅館

というように業体を一つずつ、兼業を禁止して貰いたいというふうな実はお話をいたしましたのですが、私といたしましては間取引に非常な害がある場合はそうであるが、例えば田舎等におきまして、旅館或いは飲食店というものが兼業をいたしておりますと非常に国民生活上不便な場合がある。それが実体に間わん場合があるというふうな折衝をいたしておるのではありませんけれども、軽飲食店が旅館を兼ねることにつきましてはなかなか了解を得にくかつた。そういうところはつきりいたしておればよいのであります。そこがまだ完全なる了解を得ておりません、関係方面としまして今後の運用によつて果して害があるかどうかということについての確信がまだ付かないようございまして、従つてこの必要の条件を附するということに二種類以上の営業を兼ねてはいけません。併しどういふ例外を許すかということにつきましては緩急を得たいという気があります。或いはもつと兼業を許してもよいという場合は兼業を許すが、兼業を許して間を助長するということであれば兼業を禁止して貰いたいという含みがあるように受け取れたのであります。それからここに外食券或いは副食券という一つの切符制ができたのであります。この切符制によりまして、関係方面としては成るだけ初めは営業の自由で、その無理な制限を付けない。この考え方に二つあつたやうであります。初めに非常に営業の許可というのを制限的に考えて少なくして、そうしてそれを運用して行つてやろうという考え方と、成るだけ初めは

営業の自由であるからその無理な制限をしない。しないが、その後の取締りの方法によつて悪いものは営業の許可を取消して行く。こういう行き方であるという折衝したのであります。後者の点に問題が多過ぎて、原則として初めは余り営業の許可というものをやめ、かましく言わない。或る程度の制限を付けて許可をして行つて、その後は副食券、外食券というものの一つ運用によつて営業の取消をして行つたらいよいよやないかという、こういう方針に突は差つて来たやうであります。又そのためにこの折衝の場合におきましては、副食券というものと外食券というものと、許可に際してはいろいろ客の予定数、要するに設備でありますとか、或いは設備能力であるとか、或いは場所等によりまして一應客の定数というものを決めて、それが或る程度の比率を以て副食券の数、外食券の数と見合わない場合にはそれを取消して行く。併しどの程度の副、外食券が集まつた場合には取消かということにつきましては、確たる今後の料飲店の動きによつて考えて行きたい。一應はこの程度にしても、それをきつくるか或いは柔軟にすることをきつても多少の弾力性を持たせたいというやうな意向があつたやうに考えております。それから第十一條等の点につきましては、この前の委員会でも御意見がございまして、営業の取消しをするという場合には、只今の風俗営業取締法その他のように、やはりこれは聴問をするということでありまして、單なる都道府縣知事だけにこれは任すべきではなく、都道府縣知事が取消しを

やる場合には農林大臣の承認を得るとか、或いは安本の訓令とかでそういうものをはつきりするということもした。又聴問をする場合においてもこれを公開でやるか、或いは書面で行るか等につきましては細かい手続等があると思ひますが、そういう点につきましてもいろいろ意見もありまして、一應これはよく研究をして何らかの形で人權の保護をしなければならぬ。この点につきましても、どういふ手続でこの人權の保護をするか、聴問をするかというところは決まつておつたやうであります。聴問のやり方につきましては非常な数が多いために、それをどういふ形で人權の尊重をするかということにつきましても、実はまだはつきり最後まで決まらずに三月の上旬になつたやうな次第であります。従いまして御趣旨にありました点は、恐らくそういう趣旨で省令等が出るのだと思ひますが、その省令が出る場合におきましても、必ずこれは安定本部の訓令を出すというところになつております。安定本部の訓令に基いて農林省が施行の規則を出すわけでありまして、その訓令そのものにつきましては、関係方面とは密接な連絡を取つて、必ず〇〇を貫つて出さなければならぬという状態になつておりますから、仮にこの法案が成立いたしました上におきましても、我々といひました上には議會等の御意見を十分尊重いたしまして、向、関係方面とも折衝し、この法の運用が御趣旨に即ちように努力する機会はあると思ひます。その細い点等につきましては、業態が複雑でありますために、はつきりと法律に書きにくい場合もあるやに想像いたします。

二

こういう事情になつております。その後民自党の方から向うに御折衝になつた次第につきましては、政府といたしましては間接に伺つておるだけの次第です。

○衆議院議員(神田博君) 鈴木委員のお尋ね、本法と食糧法その他の関係と競合のあつた場合、本法が優先するかというお話がございました。又関係があるかないかという意味のうちに承わつたのであります。大体お尋ねの御趣旨のように関係はない筈であります。若しあるといたしますれば、臨時立法でありますから本法が優先する、こういうふうな考えであります。

○鈴木直人君 さつきの官吏が立入りをする場合に、これによると権限がないわけですね。それはどういふものに基づいてやるのですか。

○衆議院議員(神田博君) それは食糧法等の根拠法でできると思ひます。それから物調法の関係で規定がございすから。

○委員(岡本愛助君) その点政府は如何ですか。今鈴木委員の御質問の立入りの場合の権限問題……

○政府委員(東田四郎君) それは提案者の御意見通りと思ひます。もう一つ私に対する御質問でありましたが、露店を含むかという御質問でございまして、露店は軽飲食店という中に含むと思ひます。

○西郷吉之助君 私は本案審議の進行につきまして意見を申しますが、まだ質疑が残つておるかと存じますが、ここに岡本試案による修正案が出ておりますから、直ちにこの修正案につきまして懇談会を開いて頂きて、その席で意見を交換してこれを纏める。そ

体は一つにして貰いたい。外食券食堂、麵類外食券の食堂、輕飲食店、旅館

て、そうしてそれを運用して行つてやろうという考え方と、成るだけ初めは

なる都道府縣知事にこれは任すきではなく、都道府縣知事が取消しを

ますために、はつきりと法律に書きにくい場合もあるやに想像いたします。

して懇談会を開いて頂きまして、その席で意見を交換してこれを纏める。そ

ういうふうにお取計いを願いたい。

「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本義祐君) 只今西郷委員から、一應質疑はこのくらいにして置いて、懇談会を開いて貰いたいという御要求がございました。御異議ござい

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本義祐君) それでは委員会はこれで散会いたします。

午前十時五十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 岡本 義祐君
理事 岡田 喜久治君
委員 三木 治朗君
寺尾 豊君
林屋 龜次郎君
柏木 康治君
西郷 吉之助君
鈴木 直人君
衆議院議員 神田 博君

政府委員
経済安定本部 野田 信夫君
総務省 東畑 四郎君
生活物資局長

四月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された、
一、古物営業取締法案

古物営業取締法案
古物営業取締法案

第一條 この法律において「古物」とは、一度使用された物品若しくは

第三節 参議院地方行政委員会會議録 第十二号 昭和二十四年五月二日

使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物員に幾分の手入をしたものをいう。

2 この法律において「古物商」とは、古物を賣買し、若しくは交換し、又は委託を受けて賣買し、若しくは交換することを営業とする者で第二條第一項の規定による許可を受けたものをいう。

3 この法律において「市場」とは、古物商間の古物の賣買又は交換のための市場をいう。

4 この法律において「市場主」とは、市場を経営する者で第三條の規定による許可を受けたものをいう。

(古物商の許可)
第二條 古物商にならうとする者は、總理廳令(以下「命令」という。)の定めるところにより、営業所とともに、その取り扱おうとする古物の種類を定めて、営業所(営業所のないときは、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、古物商にならうとする者は、自ら管理しないで営業所を設けるとときは、その営業所の管理者を定めなければならない。

(市場主の許可)
第三條 市場主にならうとする者は、命令の定めるところにより、市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)
第四條 公安委員会は、第二條第一

項又は前條の規定による許可を受けようとする者が左の各号の一に該当する場合においては、許可をしない。

一 禁以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることのない者

二 許可の申請前三年以内に、第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられ改し、ゆんの情の認められない者

三 住居の定まらぬ者

四 営業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が古物商又は市場主の相続人であつて、その法定代理人が前各号の一又は第五号に該当しない場合を除くものとする。

五 第二十四條第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

六 同居の親族のうちに前号に該当する者又は営業の停止を受けている者のある者

七 第一号から第五号までの一に該当する者である者

八 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

2 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

(営業内容の変更)

第五條 古物商又は市場主は、同一公安委員会の管轄区域内において営業所若しくは市場を移轉し、又は取り扱う古物の種類を変更しようとする場合においては、命令の定めるところにより、管轄公安委員会の許可を受けなければならない。営業所の管理者を新たに設け、変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 古物商又は市場主は、廃業したとき若しくは長期休業をしようとするとき又は第二條第一項若しくは第三條の規定による許可の申請書の記載事項につき変更を生じたときは、命令の定めるところにより、管轄公安委員会に届け出なければならない。

3 古物商又は市場主が死亡した時は、同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定に準じて死亡の届出をしなければならない。

(無許可営業の禁止)
第六條 古物商又は市場主でない者は、古物を賣買し、交換し、若しくは委託を受けて賣買し、交換することを営業とし、又は市場を設けてはならない。

(他人名義の営業の禁止)
第七條 古物商又は市場主は、自己の名義をもつて、他人に古物商又は市場主の営業をさせてはならない。

(行商及び露店の許可)
第八條 古物商が、行商をしようとするときは、命令の定めるところにより、管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない。

2 古物商は、その従業者に、三人をこえない範囲において行商をさせ、又は露店を出させることができる。前項の規定は、この場合に準用する。

(せり賣の許可)
第九條 古物商は、市場以外においてせり賣をしようとするときは、命令の定めるところにより、日時及び場所を定めて、その場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可証)
第十條 公安委員会は、第二條第一項、第三條、第八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

2 前項の許可証は、命令の定めるところにより、三年ごとに当該公安委員会による更新を受けなければならない。その効力を失う。

3 許可証の様式及びその書換、再交付等については必要な事項は、命令で定める。

4 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を他人に貸與し、又は譲り渡してはならない。

5 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、命令の定めるところにより、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(許可証の返納)
第十一條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の

一に該当するに至つた場合においては、命令の定めるところにより、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならぬ。

一 許可証の有効期間が満了したとき。

二 廃棄したとき、又は行商、露店若しくはせり、賣をやめたとき。

三 第八條第二項の従業者が行商又は露店に従事しなくなつたとき。

四 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。

五 許可を取り消されたとき。

2 古物商又は市場主が死亡した場合において第五條第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定により、許可証を返納しなければならない。

(許可証の携帯)

第十二條 古物商は、行商をし、露店を出し、又はせり、賣をするときは、当該許可証を携帯していなければならない。第八條第二項の従業者が行商をし、又は露店を出すときも同様とする。

(許可の表示)

第十三條 第二條第一項、第三條又は第八條第一項若しくは第二項の許可を受けた者は、それら営業所、市場又は露店の見易い場所に、命令の定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(手数料)

第十四條 都道府県公安委員会から

第十條の規定により許可証の交付を受け、又は許可証の更新若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、許可手数料、更新手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、千円以下の範圍内において、命令で定める。

3 市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行う第十條の規定による許可証に関する事務については、手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(営業の制限)

第十五條 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所において、買ひ受け、若しくは交換するため、又は賣却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

2 市場においては、古物商間でなければ古物を賣買し、交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けなければならない。

(確認及び申告)

第十六條 古物商は、古物を買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けようとするときは、命令の定めるところにより、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならぬ。不正品の疑がある場合においては、直ちに警察官又は警察官吏員にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第十七條 古物商は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、賣買若しくは交換のため、又は賣却若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引の年月日

二 古物の品目及び数量

三 古物の特徴

四 相手方(命令で定める古物の賣却の相手方を除く)の住所、氏名、職業、年齢及び特徴

五 第十六條の規定により行つた確認の方法

第十八條 市場主は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、その市場において賣買され、又は交換される古物につき、取引の都度、前條第一号から第三号までに規定する事項並びに取引の当事者の住所及び氏名を記載しなければならない。

第十九條 古物商又は市場主は、前二條の帳簿を廃棄しようとするときは、営業所の所在地の所轄警察署長の承認を受けなければならない。

2 古物商又は市場主は、前條の帳簿を遺失し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに前項の警察署長に届け出なければならない。

(品蝕)

第二十條 警察署長又は警察官吏員は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主に対して、その物の品蝕を要することができる。

2 古物商又は市場主は、前項の品蝕を受けたときは、その品蝕書に到達の日附を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 古物商は、品蝕を受けた日にその古物を所持していたとき、又は前項の期間内に品蝕に相当する古物を受けたときは、その旨を直ちに警察官又は警察官吏員に届け出なければならない。

4 市場主は、第二項に規定する期間内に、品蝕に相当する古物が取引のため市場に出たときは、その旨を直ちに警察官又は警察官吏員に届け出なければならない。

第二十一條 古物商が買ひ受け、又は交換した古物のうちに盗品又は遺失物があつた場合においては、その古物商が当該盗品又は遺失物を公の市場において又は同種の物を取り扱う営業所から善意で譲り受けた場合においても、被害者又は遺失主は、古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盗難又は遺失のときから二年を経過した後においては、この限りでない。

(差止)

第二十二條 古物商が買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品又は遺失物であると疑うに足る相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該古物商に対し三十日以内の期間を定め、その古物の保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第二十三條 警察官又は警察官吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、市場又は第九條のせり、賣り場所に立ち入り、古物及び帳簿を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官又は警察官吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主から盗品又は遺失物に関し、必要な報告を求めることができる。

(行政処分)

第二十四條 公安委員会は、左の各号の一に該当する場合において必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、古物商若しくは市場主の許可を取り消し、又は期間を定めて古物商若しくは市場主の営業の停止を命ずることができる。

一 古物商又は市場主が他の法令に違反して、禁以上の刑に処せられたとき又は罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

二 古物商又は市場主が第四條第一項第三号若しくは第七号に該当したとき、又は古物商若しくは市場主が法人である場合において、その業務を行う役員のうち、第四條第一項第一号若しくは第三号から第五号までの一に該当した者若しくは許可の取消

若しくは営業の停止をしようとする

がなくて許可証の更新を受けない

二十四條第三項の規定による処分

の罰金刑を科する。

一、事業税賦課率軽減に関する請願

(手数料)

吏員にその旨を申告しなければならない。

商又は市場主に対して、その物の品類を券することが出来る。

その古物の保管を命ずることが出来る。

は第三号から第五号までの一に該当した者若しくは許可の取消

若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられ若しくは他の法令に違反して二度以上罰金の刑に処せられた者があるに至つたとき。

三 古物商又は市場主の法定代理人が、第四條第一項第一号、第三号若しくは第五号に該当し若しくは該當するに至つたとき又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

四 古物商、市場主、それらの代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 古物商又は市場主が正当の理由がなくその許可証の更新を受けないとき。

二以上の営業所を有する古物商が、一の営業所につき、古物商の許可を取り消され、又は古物商の営業を停止された場合において、他の営業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情狀により、その古物商の許可を取り消し、又は営業を停止することとができる。この場合において、前者の所在地が当該公安委員会の管轄に属すると否かを問わない。

三 公安委員会は、第八條第一項、第二項若しくは第九條の規定による許可を受けた者若しくはその従業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反した場合又は第八條第一項、第二項若しくは第九條の許可を受けた者が正当の理由

がなく許可証の更新を受けない場合においては、当該許可を取り消し、又は期間を定めて行商、露店、若しくはせり賣の停止を命ずることが出来る。

第二十五條 公安委員会は、前條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該営業業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

三 聴聞の場合においては、当該営業業者は、自己のために釈明をし、且つ、証拠を提出することが出来る。

第二十六條 この法律の規定による公安委員会又は警察署長の処分を受けた者は、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）により訴を提起することが出来る。

第二十七條 第六條若しくは第七條の規定に違反し、又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による処分違反した者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第二十八條 第八條第一項若しくは第二項、第九條、若しくは第十五條第一項の規定に違反し、又は第

二十四條第三項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。

第二十九條 第五條第一項、第十條第四項、第十五條第二項、第十六條前段、第十七條から第十九條まで若しくは第二十條第二項から第四項までの規定に違反し、又は第二十二條の規定による処分に違反した者は、六月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、一萬圓以下の罰金に処する。

一 第五條第二項若しくは第三項、第十條第五項、第十一條から第十三條までの規定に違反した者

二 第二十三條第一項の規定による警察官又は警察吏員の立入又は帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第二十三條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

の罰金刑を科する。

附則
一 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

二 古物商取締法（明治二十八年法律第十三号）及び古物商取締法細則（明治二十八年内務省令第八号）は、廃止する。

三 この法律施行前にした古物商取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四 この法律施行の際、古物商取締法又古物商取締法細則の規定により、許可、認可若しくは鑑札を受け、又は営業の禁止若しくは停止を受けている者は、それら、この法律の相当規定による許可を受け、又は許可の取消若しくは営業の停止を受けた者とみなす。但し、許可を受けた者とみなされた者は、この法律の施行後三月以内に第十條第一項の規定による許可証の交付を受けなければならない。

五 第四條第一項第二号の適用については、古物商取締法第二條又は古物商取締法細則第九條第一項の規定に違反した者は、第六條の規定に違反した者とみなす。

一、事業税賦課率軽減に関する請願（第七百五十二号）

一、水利地益税廃止に関する請願（第七百六十七号）

一、釐区税率反対に関する請願（第七百九十九号）

一、地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する請願（第八百二十号）

一、衛生部在置に関する請願（二二通）（第八百四十六号）

一、地方自治法の一部を改正する法律附則中第二條第五項改正に関する陳情（第二百七十九号）

一、府縣に対する國庫支出金等の算定適正に関する陳情（第二百九十号）

一、地方財政法等改正に関する陳情（第二百九十九号）

一、映画、演劇入場税軽減に関する陳情（第三百九十九号）

一、地方自治法の一部を改正する法律附則中第二條第五項改正に関する陳情（第三百二十二号）

一、林務部在置に関する陳情（第三百二十九号）

一、地方税法中理容業に関する部分改正の陳情（第三百三十号）

一、戸籍事務費全額國庫補助に関する陳情（第二百三十三通）（第三百三十四号）

第七百五十二号 昭和二十四年四月十五日受理

事業税賦課率軽減に関する請願

請願者 東京都千代田区神田錦町千代田区役所内 柴田孝吉外五名

紹介議員 小林勝馬君 油井賢太郎君

事業税の課税標準は、地方税法第六十九條規定の資本金額上金額等に

よると煩雜な手数を要するので、第六十三條の規定によつて税務署決定の所得額による地方が多いが、これが非常な高率のため中、小商工業者は負担にたえ兼ねてゐるから、業者の負担を軽減するために、第六十七條に定める個人の第一種事業に対する賦課百分の七・五を第二種事業と同様百分の五に引き下げられたいとの請願。

第七百六十七号 昭和二十四年四月十六日受理

水利地益税廃止に関する請願

諸願者 東京都中央区銀座四ノ三 日本農林株式会社 事務取締役 原耕太

紹介議員 河井彌八君

廣島縣においては、昭和二十三年度より縣税として水利地益税(山林反別割)を民有林に賦課しており、山口縣においても昭和二十四年度より同種の縣税を創設したが、本税は山林を除く農耕地に賦課すべき性質のもので、山林のような長期事業に対し町当り三十円の高額を多年にわたる課税することは、山林所有者の負担を過重ならしめ造林意欲を低下せしめることになり、又、これを放置しておくと全體的に拡大する虞があり、本税は旧反別割に優るとも劣らない惡税であるから、すみやかに廃止せられるよう行政的、法的措置を講ぜられたいとの請願。

第七百九十九号 昭和二十四年四月十八日受理

鉦区税増率反対に関する請願

諸願者 東京都中央区木挽町八

ノ一九 日本鉦業協会 内 岡部補男 外 一名

紹介議員 帆足計君

今般地方財政委員会においては、鉦区税の五割増徴を実施の方針であるとのことであるが、設定鉦区中現在稼行中のものは、試掘砂鉦区約一割、採掘鉦区五割で、鉦区総面積の約八割余は休眠鉦区であつて、府縣行政とは関連がないのであるから、これを地方財政の財源とするのは不合理である、一方操業中のものはすでに地方税として鉦産税を負担しているのだから、國內資源開発のために、鉦区税の増率には反対であるとの請願。

第八百二十号 昭和二十四年四月十九日受理

地方配付税額減額及び地方起債停止反対に関する請願

諸願者 東京都世田谷区代田一ノ六三五 岩田英一 外 一名

紹介議員 中西功君

昭和二十四年度地方配付税額は、大幅に減じて配付され、更に地方起債については全部停止されるところであるが、このやうな措置は窮乏した地方財政を一層混乱に陥れ、各種災害復旧事業その他主要な地方行政の実施に支障をきたすから、これにそき早急に善処せられたいとの請願。

第八百四十六号 昭和二十四年四月二十日受理

衛生部存置に関する請願(二通)

諸願者 大阪市此花区春日山下

一ノ一五 此花区医師会長 高木平 外 百九十六名

紹介議員 塚本重蔵君

都道府縣衛生部は、保健衛生及び文化の進歩に大きな業績を示してきた。これを行政機構改革の犠牲に供することは文明の悲劇であり、且つ自然科学者群のえい智による運営のせしめることが正しい衛生行政の在り方であるから、今回行はれとす地方自治法の改正原案を撤回して、従来通り府縣衛生部を存置せられたいとの請願。

第二百七十九号 昭和二十四年四月十五日受理

地方自治法の一部を改正する法律附則中第二條第五項改正に関する陳情

陳情者 靜岡縣議會議長 三上陽三

昨年八月公布された法律第七十九号「地方自治法の一部を改正する法律」附則第二條によれば、地方自治法第七條に對する特例として住民投票の制度を設けてゐるが、住民の民主的訓練の不足している現在では、その方法に欠陥があり、地方自治の確立進展に重大な脅威を與えてゐるから、本附則第二條第五項を「第三項の投票において有権者数の三分の二以上の者が投票し有効投票の四分の三以上の数の同意があつたときは本委員会の報告に基き都道府縣知事は市町村の廢置分合又は境界變更を定め内閣總理大臣に届け出なければならぬ」と改正せられたいとの陳情。

第二百九十号 昭和二十四年四月十六日受理

府縣に對する國庫支出金等の算定適正に関する陳情

陳情者 宮崎縣議會議長 甲斐善平

府縣に對する國庫支出金等の算定基準が不明確で、單に府縣内の市町村数のみを單位として配分されることがあるから、縣の特殊事情等を勘案して基準の適正を圖られたいとの陳情。

第二百九十九号 昭和二十四年四月十八日受理

地方財政法等改正に関する陳情

陳情者 宮城縣仙台市長 岡崎榮松

さきに行われた地方税法、地方配付税法の改正並びに地方財政法の制定によつて、地方公共團體の自治権が強化され、地方分権の制度は一應確立されたが、地方行政の現状より見ると、この制度の完全なる運用には未だ充分な措置が講ぜられていない。加うるに自治警察費の膨張、六三制による学校建設費、物價騰貴による諸財政のひつ迫等によつて、地方財政運営上の障害が深刻化しつつあるから、地方財政の健全なる運営のため、地方財政法等を改正せられたいとの陳情。

第三百九号 昭和二十四年四月十九日受理

映画、演劇入場税軽減に関する陳情

陳情者 新潟縣新井市議會議長 杉山要平

映画、演劇は國民大衆に最も愛好される娯樂であり、殊に日夜勤勞に就く大衆にとつては心の糧ともいふべきものであるが、現在これらの娯樂には、他國に類例の無い十五割という遊興税と等しい高率の入場税が課せられてゐるのは、映画、演劇企業を破滅に導いて、國民文化の退歩をきたすものであるから、すみやかに課税率の軽減を圖られたいとの陳情。

第三百二十二号 昭和二十四年四月二十日受理

地方自治法の一部を改正する法律附則中第二條第五項改正に関する陳情

陳情者 長崎縣大村市長 柳原敏一 外 一名

この陳情の趣旨は、第二百七十九号と同じである。

第三百二十九号 昭和二十四年四月二十日受理

林務部存置に関する陳情

陳情者 群馬縣前橋市南曲輪町三ノ一 群馬縣燃料生産林産組合内 鈴木強平 外 七名

群馬縣は利根川の水源地に當り、且つ全國にもまれな山林縣であり、各種産業の振興のためにも、森林資源の保護と關東一都五縣の水害防除のためにも、強力なる森林政策を圖る必要があるから本縣の林務部を存置せられたいとの陳情。

第三百三十号 昭和二十四年四月二十日受理

地方税中理容業に関する部分改正の

月十八日受理
鉅区稅增率反對に關する請願
請願者 東京都中央区木挽町八

月二十日受理
衛生部存置に關する請願(二通)
請願者 大阪市此花区春日出下

ならない」と改正せられたいとの陳
情
陳情者 新潟縣新発田市議會議長
杉山要平

映画、演劇入場稅軽減に關する陳情
陳情者 新潟縣新発田市議會議長
杉山要平

第三十三号 昭和二十四年四月
二十日受理
地方稅中理容業に關する部分改正の

陳情

陳情者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五
ノ八五六 全國理容連盟

本部内 池田重吉

地方稅法第六十三條に事業稅第一種
目二十四業種が並べられ理容業がそ
の中に含まれているが、同條は製造
販賣等の商取引が業務内容であり、
更に第七十一條特別所得稅第一種業
務は、直接施行が業務内容である。
理容師の資格は免許登録制を施行さ
れており、理容の施術内容、保健衛
生上、理容技術の報酬、組織体等の
諸点を検討して理容業が後者に含ま
れるべきことは明らかである。地方
稅法を事業稅種目と特別所得稅種目
に分類した立法精神とその根拠は、
業務の性格と業種對業種の負担均衡
が中心であるから、地方稅法中の理
容業に關する部分を改正せられたい
との陳情。

第三百三十四号 昭和二十四年四
月二十一日受理

戶籍事務費全國國庫補助に關する陳
情(百二十三通)

陳情者 廣島縣御調郡美ノ郷村長

花田敬外 百七十六名

戶籍事務は、戶籍法第一條の規定に
より市町村長が管理する國家の行政
事務であるにかかわらず、これに要
する経費は、僅かに戶籍手数料の徴
收が國から與えられるのみで、その
大部分は市町村の負担になつていて
るので現下の市町村窮乏財政では到底
その負担にたえないから、戶籍事務
費を全國國庫補助とされたいとの陳
情。

昭和二十四年五月二十三日印刷

昭和二十四年五月二十四日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局